

# 評価調査結果要約表

## 1. プロジェクト概要

- 国名：タイ
- 案件名：工業所有権情報センター（IPIC）
- 分野：工業一般
- 協力形態：プロジェクト方式技術協力（現：技術協力プロジェクト）
- 所轄部署：鉱工業開発協力部
- 協力金額：約7.0億円
- 協力期間（R/D）：1995.7.1 - 2000.6.30
- 先方関係機関：商務省知的財産権局（DIP）
- 日本側協力機関：通商産業省（現：経産省）特許庁
- 他の関連協力

### 1-1 協力の背景と概要

タイ政府は第7次社会経済開発5ヶ年計画（1991-1996年）の中で工業所有権の保護強化を重要政策の一つとして位置づけた。その一環として、工業所有権行政全般を担当する商務省知的財産権局（DIP）の審査処理能力の向上と、工業所有権情報の国内での普及を目指し、工業所有権情報センター（IPIC）を構築することを計画、我が国に対しプロジェクト方式技術協力を要請した。

### 1-2 協力内容

IPICは、(i) 知的財産権の適用を調べるDIPの能力を向上させるため、及び(ii) タイ国における知的財産権に関する情報を広めるために、コンピューターを利用した情報制度を構築することを目的として設立された。本プロジェクトはその能力向上に必要な機会を提供するとともに、IPICの様々な側面について職員研修を行う。

#### (1) 上位目標：

DIPの工業所有権行政に関する能力が向上する。

#### (2) プロジェクト目標：

DIPの工業所有権情報に関する管理能力が向上する。

#### (3) 成果：

- a) プロジェクトの組織運営体制が整備される。
- b) 必要な機材が整備され、適切に維持管理されること。
- c) カウンターパートがコンピューターを用いた工業所有権情報システムの構築・運用・保守管理を行えるようになる。
- d) カウンターパートが工業所有権情報システムを用いた先行技術調査（特許を出願した技術が既に公知のものであるのかの調査）を行えるようになる。
- e) カウンターパートが工業所有権情報システムを用いた工業所有権情報の普及を行えるようになる。

#### (4) 投入：

日本側：

- 長期専門家派遣 9名
- 短期専門家派遣 22名

研修員受入 12名

- 機材供与 約3.1億円
- ローカルコスト負担 約0.05億円

相手国側：

- カウンターパート配置 13名
- 建物、施設の提供
- ローカルコスト負担 6,400万バーツ（1.88億円）

## 2. 評価チーム

評価者

(JICAタイ事務所よりTEAM Consulting Engineering and Management Co., Ltd.に委託)

Dr. Lien Nguyen Duc, Ex-post Evaluation Specialist

Ms. Chalida Nieobubpa, Senior Scientist

Mr. Wijak Boonpetch, Scientist

調査期間：2003.8.26－2003.10.31

評価種類：在外事後評価

## 3. 評価結果の概要

### 3-1 評価結果の要約

#### (1) インパクト

- プロジェクト成果が利用可能な投入によって効果的・効率的に実現されていることでプロジェクト目標が達成され、これを通じてプロジェクトの上位目標が達成されている。
- インターネットを通じた特許と意匠の申請が1995年の4,430件から2001年には7,774件になるなど、毎年一割程度増加してきている。同様に、特許情報システムを利用することでより早く申請を検討できるようになり、特許許可件数も増加した。
- 特許情報システムは、国内外の利用者が先行技術調査や特許に関する調査および研究を促進するとともに、特許侵害を回避するための一般市民の意識向上を促進してきている。

#### (2) 自立発展性

- タイ政府は特許情報促進とその拡大に関する政策を強化し、プロジェクト終了後も特許情報システムを運営するため毎年約300万バーツの予算を措置してきており、自立発展性が確保されている。
- ハードウェアの更新についても予算計画が承認され、2003年度より3年計画でシステム関連機器の更新が行われる予定となっている。
- 従来のCD-ROMを使用したリースラインオプションからディスク・オペレーションというインターネット技術を利用することで、先行技術調査等がより行いやすくなっている。

### 3-2 自立発展性とインパクトに貢献した要因

#### (1) 計画に関する要因

- 本プロジェクトは利用者のニーズおよびタイ政府の知的財産権促進、調査および普及政策に沿っている。
- 本プロジェクトは特許審査者、一般市民、知的財産権関連団体、法律事務所、研究者および海外の利用者がIPICの特許情報利用を促進した。

#### (2) 実施プロセスに関する要因

- 本プロジェクトカウンターパートの大半は現在もDIPに残り、対外的なニーズに対応するため関連業務に引き続き従事している。
- タイ政府は本プロジェクト終了後もIP調査および普及のため、予算措置を続けている。なお、この間、DIPには大きな組織的変化はない。
- 本プロジェクトにより整備されたIP情報により、特許、意匠の審査および承認に要する時間が短縮された。
- 利用者がIPISのことをよく理解するようになり、サービスを頻繁に利用するようになった。

### 3-3 自立発展性とインパクトを阻害した要因

#### (1) 計画に関する要因

- IT分野は技術進歩が早いため、機器更新計画を設定する際に10年ないしは20年先の技術革新を考慮に入れることが必要である。

#### (2) 実施プロセスに関する要因

- 本件プロジェクトにより整備された情報は主としてタイ国内の特許に限定されている。意匠に関するものと海外の関連情報は、需要に対して限られたものとなっている。
- DIPの職員数が限られていることにより、国内外の利用者増に対応し切れていない状況にある。
- タイ政府の調達手続きが遅いこと、および安価な機材調達を行う方針が、業務実施の制限となっている場合がある。

### 3-4 結論

- 本プロジェクトは効果や効率性および維持管理などの側面からみれば成功していると言える。本プロジェクト成果は国内外の利用者に対し特許情報システムの利用を促進してきている。また、需要も1995年以来、増大しつつあり、これまでのところおおむねそれらに対応することが出来てきている。
- 将来のIT革新を考慮し、近代化した設備を導入することでさらなる利便性向上に努めることが肝要である。

### 3-5 提言

- IPICを向上させるために、タイ政府は設備更新に必要な予算を予め準備すべきである。
- 今後、IPISにより多くの海外特許と意匠に関する情報の蓄積を行い、利用可能としていく必要がある。増大しつつある需要を応じるためにもDIP職員の増員及びIT関連トレーニングの拡充についても検討されることが望ましい。

### 3-6 教訓

- 本件のように情報システム構築を中心としたプロジェクトの場合、終了後（例えば5年毎）に、他国での類似案件に適応可能なものとして柔軟なシステムを構築することが望ましい。

### 3-7 フォローアップ状況

- 特になし。